

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192-2 久安セントラルビル 2階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

東北圏または東北近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は別紙「演習実施計画・実習施設一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第11条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第12条

1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第13条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第14条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律5,000円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第15条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第16条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第17条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、宮城県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第18条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第19条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
- ⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口  
電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第20条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和7年4月1日から施行する。

カリキュラム表  
 事業者名：株式会社土屋 令和7年度 東北クラス標準区分表

区分	科目	講習時間数		
		計	通学講習	通信講習
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	0	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1	0	1
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	0	2
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	1	0
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	0
	外出時の介護技術に関する実習	2	2	0
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	0
合計		20.5	12.5	8



様式第1号の5

演習実施計画

演習施設の名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	演習可能人数
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	87.86 m <sup>2</sup>	10人
土屋ケアカレッジ 仙台教室(秋田)	秋田県秋田市桜 2丁目 17-5	43 m <sup>2</sup>	10人

1 演習施設の概要

2 使用する福祉用具等の内訳

福祉用具等の名称	数量	福祉用具等の名称	数量
<b>●土屋ケアカレッジ仙台教室</b>			
ベッド	2		
車イス	4		
イス	20		
机	20		
吸引器	2		
喀痰吸引関係備品	2		
経管栄養関係備品	2		
メディトレ君	2		
<b>●土屋ケアカレッジ仙台教室(秋田)</b>			
ベッド	1		
車イス	2		
イス	10		
机	10		
吸引器	2		
喀痰吸引関係備品	2		
経管栄養関係備品	2		
メディトレ君	2		

実 習 施 設 一 覧

重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアカレッジ仙台教室

実習科目名 Ⅲ1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（秋田教室）	秋田県秋田市桜 2 丁目 17-5	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ2 外出時の介護技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（秋田教室）	秋田県秋田市桜 2 丁目 17-5	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ仙台教室 （秋田教室）	秋田県秋田市桜 2 丁目 17-5	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ仙台教室 （郡山教室）	福島県郡山市谷地本町 83 ヤマキハイツコ コスモス 105 号室	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ仙台教室 （仙台荒井教室）	宮城県仙台市若林区荒井東 1-8-4 アライ デザインセンター 2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 弘前	青森県弘前市大字田町 5 丁目 6 番地 2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 秋田	秋田県秋田市桜 2 丁目 17-5	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 山形	山形県山形市城北町 2 丁目 10-9	五十嵐憲幸

ホームケア土屋 仙台	宮城県仙台市若林区荒井東 1-8-4 アライデザインセンター2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 いわて	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 郡山	福島県郡山市谷地本町 83 ヤマキハイツコスモス 105 号室	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 新潟	新潟県新潟市東区紫竹 5-19-15 ボ・ヌール・トラV	五十嵐憲幸
デイホーム土屋たいわ	宮城県黒川郡大和町桧和田字西原 17	五十嵐憲幸



重度訪問介護従業者養成研修事業実施計画

事業者番号	第 645 号
研修の名称	土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修
研修課程	重度訪問介護従業者養成研修 統合課程
講義方法	通信
実施予定期間	<p>第1回 2025年04月09日(水) 2025年04月10日(木)</p> <p>第2回 2025年04月23日(水) 2025年04月24日(木)</p> <p>第3回 2025年05月14日(水) 2025年05月15日(木)</p> <p>第4回 2025年05月28日(水) 2025年05月29日(木)</p> <p>第5回 2025年06月11日(水) 2025年06月12日(木)</p> <p>第6回 2025年06月25日(水) 2025年06月26日(木)</p> <p>第7回 2025年07月09日(水) 2025年07月10日(木)</p> <p>第8回 2025年07月23日(水) 2025年07月24日(木)</p> <p>第9回 2025年08月27日(水) 2025年08月28日(木)</p> <p>第10回 2025年09月10日(水) 2025年09月11日(木)</p> <p>第11回 2025年09月24日(水) 2025年09月25日(木)</p> <p>第12回 2025年10月08日(水) 2025年10月09日(木)</p> <p>第13回 2025年10月22日(水) 2025年10月23日(木)</p> <p>第14回 2025年11月12日(水) 2025年11月13日(木)</p> <p>第15回 2025年11月26日(水) 2025年11月27日(木)</p> <p>第16回 2025年12月10日(水) 2025年12月11日(木)</p> <p>第17回 2025年12月24日(水) 2025年12月25日(木)</p> <p>第18回 2026年01月14日(水) 2026年01月15日(木)</p> <p>第19回 2026年01月28日(水) 2026年01月29日(木)</p> <p>第20回 2026年02月11日(水) 2026年02月12日(木)</p> <p>第21回 2026年02月25日(水) 2026年02月26日(木)</p> <p>第22回 2026年03月11日(水) 2026年03月12日(木)</p> <p>第23回 2026年03月25日(水) 2026年03月26日(木)</p> <p>※第1回募集開始は令和7年1月1日、以降は随時募集          ※研修日程3日目は各回の1日目受講日から2ヶ月以内の日とする。          ※8月13日、14日・12月31日、1月1日はお盆と年末年始の為実施しない。</p>

募集予定人数	1,750人	
事業担当者 連絡先	担当者名	佐藤望
	電話番号	050-3138-2024(代表)
参 考	居宅介護従業者養成研修事業の同時開催の有無	
申し込み方法	<p>募集手続きは次のとおりとする。</p> <p>申込み方法：電話・メール・Webにて受付。運営事務局は受付後、受講者に受講決定通知をメールにて送付。</p> <p>申込み先：土屋ケアカレッジ運営事務局</p> <p>TEL：050-3138-2024</p> <p>Mail:college@care-tsuchiya.com/</p> <p>Web: <a href="https://tcy-carecollege.com">https://tcy-carecollege.com</a></p> <p>受講決定方法：申し込み受付後定員調整の上決定 (応募者多数の場合の決定方法：申込順)</p>	